

徳島県告示第五百五十五号

国土交通省四国地方整備局四国山地砂防事務所長から、次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

測 量 の 種 類	測 量 を す る 地 域	測 量 を す る 期 間
公共測量（航空レーザ測深（陸部及び水部の地形測量））	吉野川中流域	令和二年八月三日から 令和三年一月二十九日まで